



浪江町復興まちづくり計画 中間とりまとめについて

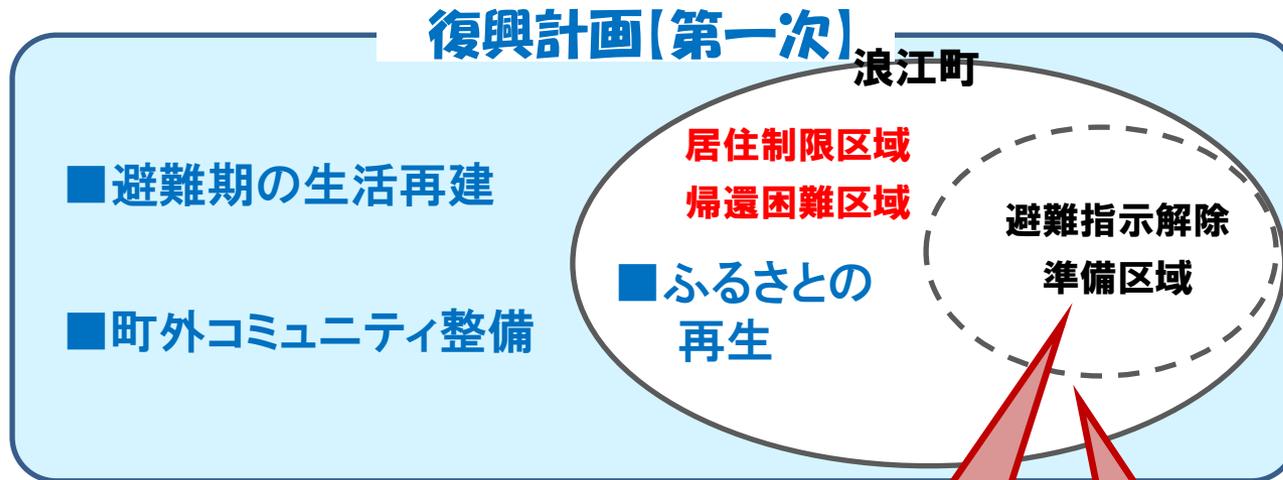
平成26年3月

浪江町復興計画策定委員会
まちづくり計画検討部会

※赤字は、パブリックコメント及び
第9回部会による主な修正案です

1 浪江町復興まちづくり計画とは

復興まちづくり計画（まちづくり計画）は、復興計画【第一次】に基づいて、避難指示解除に向けたまちづくりの方針を定めたものです。



復興計画に定める中で「ふるさとの再生」に焦点を当てて策定しました。

復興まちづくり計画

避難指示解除に向けたまちづくり方針

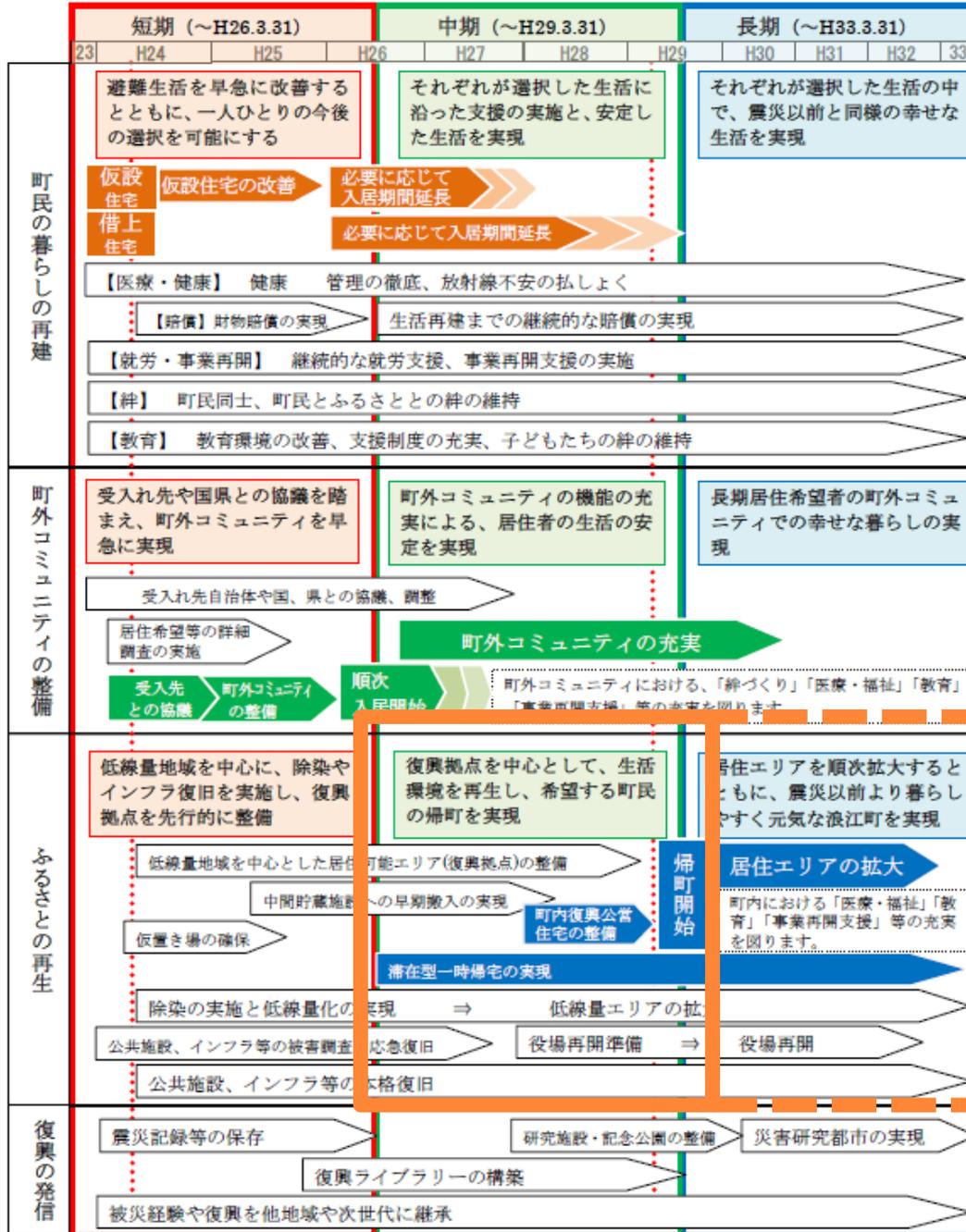
避難指示解除以降のまちづくり方針

中期(～H29.3) >>> 長期(～H33.3)

※避難指示の解除想定時期は、復興計画【第一次】のとおり平成29年3月です

警戒区域見直し H24 年中を予定

発災から 6 年後(H29.3.11)避難指示解除を想定



復興計画【第一次】では
 ○町民の暮らしの再建
 ○町外コミュニティ整備
 ○ふるさととの再生
 ○復興の発信
 に関する取組みの方向性などが定められ、既に取組みが進められています。

まちづくり計画はその中でも
「ふるさととの再生」
 に焦点を当て、避難指示解除に向けたまちづくりの方針を定めたものです。

2 まちづくり計画検討部会とは

「浪江町復興まちづくり計画」の策定に向け、町民・有識者・役場職員などが話し合いを重ねてきました。

開催月	会議名	内容
7月	第1、2回部会	まちづくり計画の検討過程を描く
8月	まちづくり懇談会(東京都) 第3回部会	県外避難者の視点で「ふるさと浪江町」を考える 復興まちづくりの目標を考える
9月	現地視察調査 第4回部会	部会委員による浪江町内視察調査 復興公営住宅、一時滞在施設ほかの検討
10月	まちづくり懇談会(福島市) 第5回部会	年代ごとに「ふるさと浪江町」を考える 生活関連サービス、交流機能について検討
11月	第6、7回部会	復興拠点に必要な機能・施設の検討 中間とりまとめ(案)の検討
12月	中間とりまとめ	浪江町議会等への説明
1月	第8回部会	中間とりまとめの最終検討
2月	パブリックコメント	中間とりまとめに対して町民からご意見をいただく
3月	第9回部会、策定委員会	浪江町へ「復興まちづくり計画」の提言

～パブリックコメントの概要～

分類	概要	件数	割合
計画の早期実現	計画への賛同、早期の計画実現希望	44	9%
町内住宅確保	町内復興公営住宅の要望、自宅修繕の要望	34	7%
除染	除染推進希望、除染の効果への不安、山林等の除染に関する要望、除染の進め方への不安、解体による除染の要望	27	6%
まちづくり全般	具体的な提案、町の存続への不安	28	6%
インフラの復旧・整備	インフラ復旧の要望、必要なインフラ	23	5%
町内生活環境	高齢社会への対応、医療・買い物の充実	22	5%
放射線量	放射線や年間積算線量に対する不安	21	4%
居住制限区域・帰還困難区域住民意向	帰還の意思、あきらめたという意見	19	4%
町外コミュニティ	早期整備、仮設住宅の住環境改善	19	4%
最優先に解決すべきもの	原発の状況への不安、放射性物質に対する不安	16	3%
津波被災地	墓地や慰霊碑の早期建設、土地利用	14	3%
賠償	平等な賠償、東京電力への不満	11	2%
産業	新たな産業の確保	9	2%
居住制限区域・帰還困難区域への対応	維持管理の実施要望、目標時期の明示	8	2%
防災計画	原発事故収束・廃炉作業のリスク、避難道整備	8	2%
帰還人口	帰還想定世帯の年齢構成	6	1%
雇用の場の確保	若者のために働く場を求める、仕事のマッチング	6	1%
農林水産業	後継者の確保	5	1%
中心市街地	区画整理の導入	3	1%
選択肢に応じた支援	帰還しない人の対応	3	1%
避難区域見直し	避難指示区域の見直しに対する不満	3	1%
子育て・教育	子育て世帯や子どもが生活することへの不安	2	0%
その他	上記に分類されない意見、複数の意見を含むもの	143	30%
計		474	100%

募集期間

平成26年2月1日

～2月21日

応募件数

273件

(474の意見に分類)

【意見への対応（主なもの）】

- 居住制限区域や帰還困難区域の方々へ配慮し、「復興拠点」の丁寧な説明や環境保全に関する項目を追加
- 復旧・除染作業に際し、安全・公害対策に関する追加記載
- インフラの復旧にとどまらない、まちづくりに合わせた整備を追記
- あらゆる実施主体が連携してまちづくりを推進できる体制整備を記載

3 復興まちづくりにあたっての前提

安全・安心なまちを目指す大前提となる課題が解決されていません。最優先に解決すべき課題を整理しました。

- ①除染による放射線量の低下や放射線管理、食品安全管理、健康管理、情報連絡体制の整備などにより、放射線に対して安心して生活できる環境が作られていること
- ②生活再建に向けた賠償の問題が解決していること
- ③福島第一原発事故の収束及び廃炉作業にあたり、詳細な放射線モニタリングとその結果の公表、作業リスクを事前に知らせたりするなど、作業状況と緊急時の情報連絡体制及び避難体制が確立されていること

<年間積算線量に関する考え方>

国では、年間積算線量が20mSv以下となることが確実であることを避難指示解除の要件の一つとしていますが、安心できるものとは言えません。

町としては、除染の目標線量を年間1mSv以下となることを求めつつ、避難指示解除に向け、安心して生活できる年間積算線量の考え方について、今後国等と協議していきます。

4 復興まちづくりの4つの目標

みんなで必ず取り戻す 安全・安心の暮らしやすいまち

ふるさとを取り戻す第一歩として、まずは町内の復興拠点で安心して暮らせる環境をつくりまします。

みんながつながるまち

町内外で暮らす全ての町民が、つながり続けることができるまちを目指します。

双葉郡北部の復興拠点を担うまち

双葉郡の北側の玄関口として、双葉郡の復興拠点となるまちを目指します。

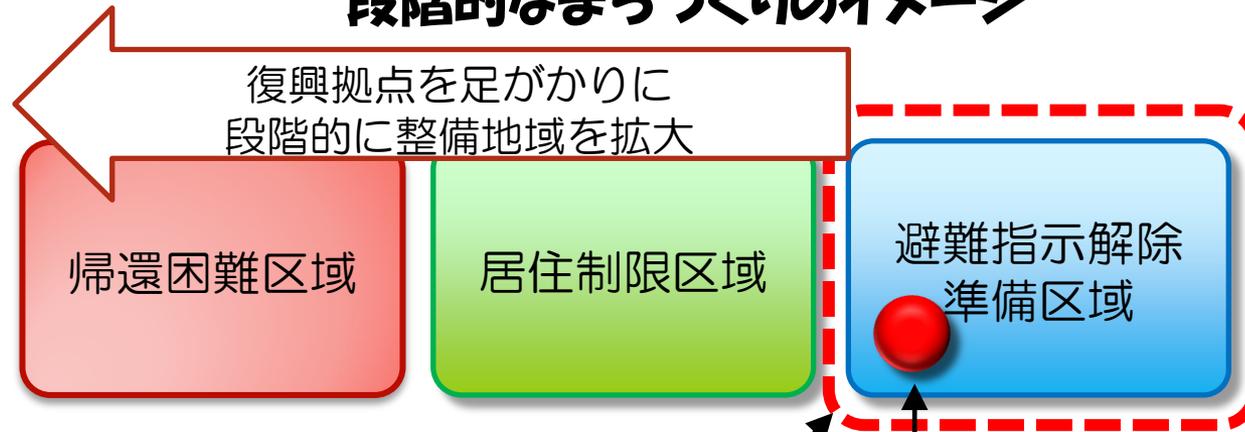
未来に向けて希望のあるまち

浪江らしさを大切にしながら、発展性のある魅力的なまちを目指します。

5 復興まちづくりにあたって

復興まちづくりにあたっては、時期ごとの放射線量や帰還人口等の状況に応じて段階的に進めていきます。
まちづくり計画では、整備を進めるうえでの想定世帯数と居住人口を、住民意向調査の結果を考慮し、500世帯（5,000人）と想定しています。

段階的なまちづくりのイメージ



<浪江町全体の復興拠点>

ふるさと再生の第一歩を踏み出す場所として集中的に復旧・整備します。
当面は浪江町の一部地域ですが、**全ての浪江町民**・浪江町全域の復興に向けた重要な地域です

<復興拠点の中心>

生活する方の利便性を考慮し、生活に必要な施設などを集約して整備する地域です

6 復興まちづくりの考え方

① 避難指示解除に向けた取組み(平成29年3月まで)

「浪江町全体の復興拠点」や「復興拠点の中心」の整備を進めるとともに、町内での一時滞在が可能な施設整備や原発の廃炉作業の拠点設置、避難指示解除準備区域以外の整備・**景観維持**等も安全を確保したうえで推進します。

② 避難指示解除後の取組み(平成29年3月以降)

復興拠点を足がかりに、居住制限、帰還困難区域までインフラ等の復旧・整備地域を拡大し、生活関連サービスの充実、魅力的なまちづくりに向けた取組みを推進します。

③ 既存中心市街地の考え方

魅力的な中心市街地は浪江町の復興の核として欠かすことができません。今後、建物被害や利用意向を把握しながら再生方針を決定していきます。

④ 津波被災地域復興との一体的推進

津波被災地域の復興に向けた取組みも、まちづくり計画と一体的に推進していきます。

7 復興まちづくり方針(～平成29年3月)

最優先に解決すべき課題への対応をしたうえで



インフラの
復旧・整備

住宅の確保

生活環境の確保

双葉郡北部の
復興拠点整備

雇用の確保

津波被災地の
復興

つながりの場の
整備

移動手段の確保

防災対策

公共施設の
復旧・整備

避難指示解除に向けて、町内での生活が可能となるよう、準備を進めていきます

7 復興まちづくり方針(平成29年3月~)

**ふるさと再生のスタートです
復興拠点を足がかりに、魅力的なまちをつくっていきます**

居住地の拡大

生活環境の充実

教育環境の整備

伝統文化等の
保護

産業の
再生・創出

浪江の情報発信

自然環境の再生

町内全域のインフラ復旧・整備などを進め、誰にとっても住みやすく魅力的な浪江町をつくっていきます

帰還開始時におけるまちづくりイメージ図

浪江町全体の復興拠点

復興拠点を足がかりに段階的に整備地域を拡大

復興拠点の中心

- ・役場を中心に帰還開始時の町民生活を支える生活利便施設・交流機能・ボランティア拠点等の機能を集約して確保
- ・町営診療所等による医療施設を確保
- ・介護・福祉等の一体型センター拠点を整備
- ・仮設商店街を整備
- ・空地・空家を活用した「自力での住宅再建用地」「復興公営住宅」の確保

「復興拠点の中心」との近接性等に配慮した新たな住宅地整備による「自力での住宅再建用地」「復興公営住宅」の確保を検討

北柳塩地区
 ・原子力発電以外の電源立地やその他の大型プロジェクトに活用を要請
 ・廃炉関係企業等の誘致を検討

既存中心市街地の再生

避難指示解除準備区域

新たな住宅地整備候補地

防災集団移転先候補地

新たな住宅地整備候補地

災害廃棄物仮置場予定地

仮設処理施設予定地

居住制限区域

居住エリアの拡大

帰還困難区域

既存施設を一時滞在施設・交流施設として活用することを検討

災害記念公園スポーツ、健康増進エリア

墓地移転候補地

防災集団移転先候補地

災害廃棄物仮置場予定地

- 凡例
- 行政界
 - 国道
 - 県道
 - 鉄道
 - 避難指示区域 (3区分)
 - 道路改良 (予定)
 - 津波浸水区域
 - 防災林
 - 災害記念公園
 - スポーツ、健康増進エリア
 - 太陽光発電施設用地
 - 防災集団移転先候補地
 - 墓地移転候補地

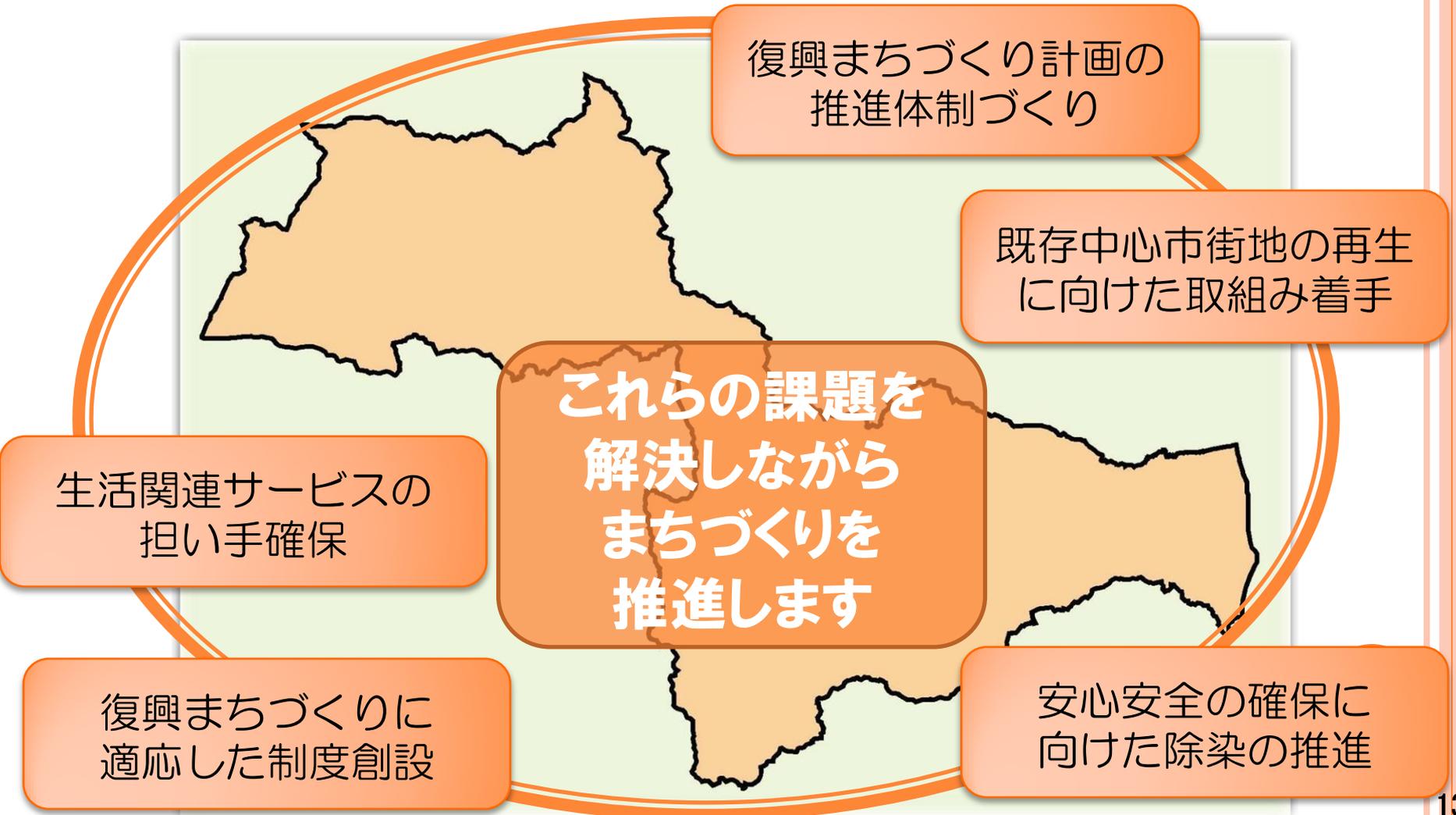
- 凡例
- 復興拠点の中心
 - 新たな住宅地整備候補地
 - 一時滞在施設候補地
 - 交流施設候補地

帰還開始時には避難指示解除準備区域において、「自宅での生活」「自宅以外で自力での住宅再建による生活」も始まります。



8 復興まちづくり計画の実現に向けて

この計画を実現するため、実行体制の構築や、関係者等による詳細な検討を早急にスタートさせます。



今後の予定

- 部会長一任としている提言の最終とりまとめを決定
- 3月20日の策定委員会において、町に提言する予定
- 3月22日の「なみえ3.11復興のつどい」にて、町民に説明
- 提言を受け、浪江町として計画書を策定、町民にお知らせする
- 新年度以降、順次着手